

令和8年3月釜石市教育委員会会議定例会

1 開催日時 令和8年3月25日(水) 午後1時25分から午後2時47分

2 開催場所 釜石市役所第4庁舎 教育委員会 会議室

3 出席委員 教育長 高橋 勝
 教育委員 佐野 茂樹
 教育委員 花輪 妙子
 教育委員 中田 義仁

4 議案

番 号	案 件 名	審 議 結 果
議案第6号	釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	可決
議案第7号	釜石市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令	可決
議案第8号	釜石市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第9号	釜石市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則	可決
議案第10号	釜石市教育委員会通学用バス運行管理規程を廃止する訓令	可決
議案第11号	釜石市教育委員会スクールバス運行管理規程	可決
議案第12号	給食費の改定に関し議決を求めることについて	可決
議案第13号	釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることについて	可決

5 報告

番 号	案 件 名	審 議 結 果
報告第 3 号	令和 7 年度第 3 回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果について	承認
報告第 4 号	令和 7 年度第 3 回釜石市文化財保護審議会の開催結果について	承認

【開会・会期の決定・付議案件】

○高橋教育長 本日の出席者は4人で、定足数に達しており、会議は成立します。

なお、佐々木ひづる委員からは欠席の届出が出されています。

ただいまから、令和8年3月釜石市教育委員会会議定例会を開会いたします。

日程第1、会期の決定でございます。会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、日程第2、付議案件に入ります。

「報告第3号 令和7年度第3回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果について」を事務局から説明をお願いします。

○松下学校給食センター所長 それでは、資料1ページをご覧ください。

「報告第3号 令和7年度第3回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果について」でございます。資料は1ページから3ページまでとなります。

3月2日月曜日午後3時から3時35分の時間帯で学校給食センター2階会議室で会議を開催しました。

委員の出席状況につきましては、委員16人中委任出席4人を含む14人が出席いたしました。傍聴者はありませんでした。

続いて、委員会の経過でございます。

報告事項として、令和7年度食に関する指導実施状況につきまして、市内小中学校において、79回実施し、対象児童生徒は延べ1,489人ございました。来年につきましても、各学校の希望を踏まえながら継続して実施する予定でございます。

次に、令和7年度施設見学及び給食試食会実施報告についてでございます。

施設見学は6回、延べ78人の参加、給食試食会は16回、延べ278人の参加があり、学校給食への理解促進に一定の成果があったものと考えております。

次に、令和7年度学校給食費徴収金収納状況につきまして、令和8年1月31日現在で収納率99.9%と例年並みの水準を維持しております。純未納額は94,800円であり、その大部分はすでに解消されております。過年度未納者は3人で、いずれも県外転出者であり、一部は不納欠損処理を進めております。

続いて議事では、令和8年度の学校給食センター事業計画(案)及び令和8年度給食費につきまして審議いただき、原案のとおり承認されました。

令和8年度以降の献立募集につきましては、予算措置がないこと、インターネット普及による独自性の低下、実際に給食で提供できない状況などを踏まえ、令和7年度をもって一旦終了とし、今後は別の方法を模索しつつ、リクエスト給食の回数の増加や給食センター主催の試食会の開催など、別事業を充実させ周知させていくことで委員の合意を得ております。

続いて、その他として、令和8年度給食残食調査と適正量での配膳につきまして、調査日程を事前に周知のうえ、適正量で配膳し、バランス良く食べているかを把握することを目的として実施する方針を確認いたしました。

会議の中での主な質疑、意見等につきましては、以下のとおりでございます。

本件の報告につきましては、以上でございます。

○高橋教育長 ただいま、事務局から報告がありました。質問、ご意見等ございませんか。

○佐野委員 給食費未納の理由は何でしょうか。

○松下学校給食センター所長 市内の未納者につきましては、口座の残高不足です。2か月以上滞納している方については、夜間訪問をとおして納付していただいております。また、県外の滞納者につきましては、少しずつ収めていただいております。残りの2人については、特定郵便で送付しておりますが、連絡、納付がない状況です。この2人については、今年度欠損処理を進める予定です。

○佐野委員 欠損処理は大体いくらくらいでしょうか。

○松下学校給食センター所長 平成20年度の分で39,032円、令和2年度の分で39,802円、合計で78,834円です。

○高橋教育長 欠損処理部分で未納の家庭は、準要保護家庭であれば給食費も支給されているかと思いますが、準要保護家庭ではないということですか。

○松下学校給食センター所長 はい。

そちらについては、後日、学校教育課長、教育部長、教育長含めて説明したいと思っています。

○佐野委員 経済的な理由からですか。

○松下学校給食センター所長 経済的な理由というわけではないと思います。

○佐野委員 自分の経験から、経済的に余裕があるのではないのかなと思う家庭でも支払わないケースもあり、苦勞した経験があります。

○高橋教育長 これからも請求していくということになりますか。

○松下学校給食センター所長 2人については、終了です。残りの1人は請求を続けていきます。

○佐野委員 欠損処理をすると請求はできないということですか。

○松下学校給食センター所長 そうです。

○佐野委員 例えば、親が払わなくて子どもが将来就職して払える状況になった時に払うという事は、できないのでしょうか。

○松下学校給食センター所長 実は、先ほどご説明いたしました平成20年度の滞納分が佐野委員のおっしゃる例にあたります。本件は当時給食を食べていたお子さんが現在成人となりその方に請求しておりますが、未納の状況です。

○高橋教育長 これは市のほうで規定はありますか。

○川崎教育部長 税務課の債権管理室とあって、税金を徴収する専門の部署がありまして、そちらと連携しながら、この間も県外に出張して直接対面による対応を行いましたが、その方はお会いできませんでした。いろんな努力は積み重ねてはいるのですが、なかなか回収までにはたどり着いていない状況です。

○川崎教育部長 次年度以降、給食の完全無償化が始まると、何年かした後に一方では無償化、一方では有償の部分で不納欠損が生じることになります。

○高橋教育長 よろしいでしょうか。

○佐野委員 はい。

○高橋教育長 そのほか、ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「報告第3号 令和7年度第3回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果について」は、報告事項につき了承願います。

次に、「議案第4号 令和7年度第3回釜石市文化財保護審議会の開催結果について」を事務局から説明をお願いいたします。

○小笠原文化財課長 資料の4ページをご覧ください。

「令和7年度第3回釜石市文化財保護審議会の開催結果について」ご報告申し上げます。開催日時につきましては、3月16日午前10時半から教育委員会会議室を会場とし、開催いたしました。委員の出席状況については、委員10名中9名が出席ということで会議は成立しております。

経過については、報告1、2月8日に開催をいたしました、「第27回郷土芸能祭の開催結果について」報告いたしました。当日は8団体、市外1団体、平泉町の達谷窟毘沙門神楽の合計9団体に協力をいただき開催いたしました。入場者数は、お客様の入れ替わりがありましたので、延べ1,000人です。委員の方からは、大成功であったというご意見や今後も継続してやっていくべきだというような前向きなご意見をいただきまして、結果については了承を得たところでございます。

続いて、5ページ、報告2「日本天文遺産認定について」報告をいたしました。こちらは唐丹町に所在している、星座石と陸奥州気仙郡唐丹村測量之碑が日本天文遺産学会のほうから天文遺産ということで認定をいただいたということで、3月5日に、天文遺産学会の総会の認定式に出席して正式に認定を受けた旨報告したところです。

これについては、今回の認定を機に全国的な団体から認定されたということで、大変喜ばしいという前向きな意見がありました。また、今後の文化財をよりPRしていく努力が必要であるといった意見がありました。質疑応答のうえ、了承を得られました。

続いて、3の審議1「釜石市指定文化財に係る諮問について」は、教育委員会の議決事項ですので、本日の議案第13号で改めて説明いたしますが、今年度につきましては、甲子町にある松倉太神楽と松倉虎舞の2点について、市の指定文化財として指定をしたいということで、諮問したところです。

委員からは、文化財指定に値するというご意見をいただきました。松倉虎舞につきましては、おそらく市内で一番古いのではないかというような検証もされているということで、市の指定文化財にすることに異議がないということで、釜石市文化財保護審議会からも正式な答申が出たところを踏まえまして、本日の教育委員会会議の定例会においても、議決を求めるといって追ってお諮りさせていただきたいと思っております。

6ページ、4の協議1では、来年開催を予定する予定の「第21回有形文化財公開事業の開催日程について」協議をさせていただきました。こちらは、郷土芸能祭と隔年で実施しております。開催日は、令和9年2月6・7日です。会場は、釜石市民ホールTETTOホールBで日程と会場をおさえているところです。テーマ、展示の内容につきましては、今後の文化財保護審議会や第1専門部会で議論していくことで方向性を確認したところです。

令和8年度の第1回文化財保護審議会は6月、7月を予定としておりますが、それまでに事務局としてもたたき台を作り、審議会で協議をしていくことで確認、了承を得ました。

最後に、7ページ、協議2「釜石市指定文化財推進物件について」ということで、8年度以降、市の指定文化財の指定化を図ろうということで、現在報告をあげている案件について共有し、それに加えて検討する文化財があれば、議論していこうというところでした。

報告は以上になります。よろしくお願いたします。

○高橋教育長 質問、ご意見等ございませんか。

○佐野委員 星座石について、天文遺産に認定されたということで、非常に喜ばしいことだと思います。何年か前に見に行ったことがあって、その時に感じたことをこの会議でお話したことがあります。レプリカではなく本物でしょうか。

○小笠原文化財課長 唐丹町にあるのは本物です。レプリカにつきましては、震災後に作りまして、郷土資料館に展示しています。

○佐野委員 持って行く気になれば持って行ける状態なので、それでいいのかという質問を何年か前にしたことがありますが、何か対策しているのでしょうか。

○小笠原文化財課長 人力では無理だと思われます。確かに今までの経過を見ますと、星座石は高い所にあるのですが、聞いた話では前は唐丹小学校の校庭や唐丹町内の旅館敷地内にあったというような、いろんな変遷があったようです。ただ、はっきりはわかっていないのですけれども、特に持ち出しをされる可能性は低いと思われます。

○佐野委員 壊される可能性もあるのではないかと思ったので、保存の仕方について質問させていただきました。

○小笠原文化財課長 確かに地元の方からも本物は郷土資料館に置いて、安全性を持ったほうがいいのではないかというご意見もあったのですが、先日市長にも認定の報告をしたところ、市長の意向としては、やはり現地にあるべきだという話もありました。あるいは、万全を期するのであれば、ガラスケース等で保護するとか、まだ具体的な話にはなっておりませんが、そういった手法も考えられると思いますが、現時点では、現地に置いて公開することを継続していくところです。

○佐野委員 先ほどのお話を聞くと、もともと今の場所にあったわけではないということですか。

○小笠原文化財課長 そうではないようです。

○佐野委員 今回の場所に元々あったということを含めての価値ということでもないということですね。

○森文化財課世界遺産室長 いろいろな調査を唐丹の歴史を語る会でやっておりまして、基本的に星座石に関しては、奇巖亭といって葛西昌丕の隠居屋敷にあったのではないかとということで、それを先ほど旅館にというお話がありましたが、旅館の方が旅館のほうに運んだといわれております。また、そのときに、市の指定文化財になっている遺愛碑も一緒に運んだといわれています。その後、唐丹小学校に置いたのですけれども、保存状態が悪いということで、昭和54年頃に今の位置に移動して、ライオンズの方々に覆屋を作っていただき、震災後にまた建て替えています。そういった経緯で今の場所にあります。測定の碑もそこではなかったのではないかと話がありますが、正確な位置ははっきりしていません。なぜ今の位置にあるのかというと、歴史的な意味はないのですが、震災で3回津波がありましたが、高台にありますので逃れました。

○佐野委員 私が心配しているのは、とにかく保存についてです。お金がかかるのであまり言えませんが、本物を置きたいのであれば、防弾ガラスケースみたいなものがないとだめかなと思います。運んで今の場所に移したということは、人力で運べるということですよ。

○森文化財課世界遺産室長 最後が階段になっておりますので、運ぶのは大変だと思います。

○佐野委員 貴重なものなので、日本に1つしかないとなれば、ぜひ保存のほうをお願いできればと思います。

以上です。

○高橋教育長 佐野委員からご意見がありました。これから先の未来に残すというような意味から、保存の部分と壊されたりされないようにということも含めて、天文遺産になりましたので周知方法等、総合的に考えていただきたいと思います。

○佐野委員 防犯カメラを設置することはできると思います。

○小笠原文化財課長 今いただいたご意見を管理者、町内会と協議をしながら、また、今回の認定を機に周知・啓蒙に努めてまいります。

○高橋教育長 そのほか、ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「報告第4号 令和7年度第3回釜石市文化財保護審議会の開催結果について」は、報告事項につき了承いたします。

続いて、「議案第6号 釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を事務局から説明をお願いいたします。

○笹村総務課長 8ページをご覧ください。

「議案第6号 釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由については、教育職員の業務量の適切な管理、その他、健康・福祉を確保するための措置として、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表することが義務付けられたことを受け、この事務を学校教育課の所掌事務として規則に明記する必要性が生じたためでございます。

新旧対照表は9ページのとおりでございます。新たに計画に関するものが追加されております。

説明は以上でございます。

○高橋教育長 今まで働き方改革プランということで提示したものが正式な名称になるということ。それが教育委員会学校教育課の所管事項になるということ。加えたということになります。

質問、ご意見ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第6号 釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、「議案第7号 釜石市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」を事務局から説明をお願いいたします。

○笹村総務課長 それでは、10ページをご覧ください。

「議案第7号 釜石市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」でございます。

提案理由については、釜石市文書管理規程が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、これまで電子決裁で処理した文書につきましては、明記がございましたが、文書管理システムの電磁的記録により、保存することを今回明記しております。また、電子決裁で処理した文書の紙媒体の原本は廃止することができるという規定を追加しております。

また、紙媒体で保存している過年度の文書を電磁的記録に変換し、保存することができるということを追加しております。

最後に、この電磁的記録に変換した場合、紙媒体の原本は廃棄することができるということも合わせて追加しております。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、ご意見ございませんか。

○佐野委員 電氣的記録というのは具体的にどのようなものですか。

○笹村総務課長 パソコンやサーバーにあるデータが電子的記録ということです。

○佐野委員 紙媒体を廃棄してもよいということですか。

○笹村総務課長 はい、そうです。紙で残さなければならないものもありますので、そういうものは紙媒体で保存し続けることになりませんが、それに加えて電磁的記録でコピーをとって、保存することも可能であることを改めて追加したところです。

○高橋教育長 電子媒体についても、保存期間が過ぎれば削除するということですね。

○笹村総務課長 はい、そうです。

○高橋教育長 そのほか、ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第7号 釜石市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第8号 釜石市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則」を事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木学校教育課主幹 14ページをご覧ください。

「議案第8号 釜石市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

提案理由については、現在の市の住所区分と乖離がみられる箇所について、現状に即するものとなるよう見直しを図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表の右側が改正後(案)になります。

小佐野小学校の学区に「甲子町第11地割」が追加、平田小学校の学区に「平田町」が追加になりました。甲子小学校と唐丹小学校の鍋倉に番地が入っていましたが、入れないで改正したほうが良いということで、鍋倉地区と改正しております。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、ご意見ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第8号 釜石市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第9号 釜石市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」を事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木学校教育課主幹 16ページをご覧ください。

「議案第9号 釜石市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」についてでございます。

提案理由については、栄養士法および学校教育法の改正に対応し、規則に「管理栄養士」および「主務教諭」を追加するとともに、条項の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、ご意見ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第9号 釜石市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 ご異議なしと認め、原案とおりに決することといたします。

続いて、「議案第10号 釜石市教育委員会通学用バス運行管理規程を廃止する訓令」を事務局から説明をお願いいたします。

なお、次の「議案第11号 釜石市教育委員会スクールバス運行管理規程」と説明が重複することから、併せて説明をお願いします。

○鈴木学校教育課主幹 それでは、18ページをご覧ください。

「議案第10号 釜石市教育委員会通学用バス運行管理規程を廃止する訓令」でございます。続きまして、「議案第11号 釜石市教育委員会スクールバス運行管理規程」でございます。

提案理由については、変動の多いスクールバスの運行地区、運行台数等に対して柔軟性を持たせるとともに、条文を現況に即したものとするもので、新旧両規程において構成、条項内容が大幅に変わり継続性が薄いことから廃止制定を行うものでございます。

廃止制定の要件については、名称を釜石市教育委員会スクールバス運行管理規定です。

運行対象校、利用の範囲、駐車場、利用区間、台数は年度によって変動するため、この部分を削除しまして、利用方法のみの規定といたしました。運行体制管理については、管理面での運行管理者、校長、運転者の役割を具体的に明記いたしました。業務委託を可能とし、委託した場合の詳細は委託先において定めることといたしました。あとは、目的外使用の条文を新設で追加いたします。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、ご意見等ございませんか。

○佐野委員 例えば、津波が来た時のスクールバスの運行規定は何か盛り込まれていますか。

○鈴木学校教育課主幹 明確に規定はしておりませんが、契約書のほうにはそういった内容を

明記しております。また、そういったことを想定して避難訓練を行っております。

○高橋教育長 佐野委員のご意見としては、そういったものも盛り込んだほうがいいのではないかとのご意見でしょうか。

○佐野委員 ほかにあるのであれば盛り込む必要はないと思います。何か起こった時に何も知らないということはまずいのではないかと思います。

○高橋教育長 今の佐野委員のご質問については、契約の中にきちんと明記をしているということですね。

○佐野委員 どこまで対応するのか分からなかったので質問しました。

○高橋教育長 運転手は児童生徒の安全を確保する義務があるかと思いますが、法律上義務を負うことになっているのかということですね。

○岩渕学校教育課長 現状は、津波注意報以上はバスは走らないということになっています。あとは、途中でそういうことが起きればすぐにバスを安全な場所に停めて避難行動をとる、そういったところの対応まではするというので、下校時のバス避難訓練も含めて行っております。例えば、移動中に起きた場合は、避難したことを連絡もらうことにしています。実際は連絡を取り合いながら、その場で最前線の対応をしてもらったうえで、現状はそういった対応をしているということです。ただ、契約の中にどこまで明記しているかは確認が必要になります。

○高橋教育長 今の話の中で例えば登校前に津波注意報が出た時には、スクールバスは運行しないということになりましたが、登校時や下校時に子どもたちが乗っているときに注意報が発令された場合には、基本的には注意報は避難する必要はないという規定になっているので、その辺のところの整合性をこれから図る必要があるのではないかと思います。例えば、下校時に注意報が出たときには、スクールバスは高台に行くということになれば、そこから解除になるまでの対応についても出てくると思いますので、基本的には注意報のときには、社会生活をしていいということで、その辺のところを整理していく必要があるかもしれないです。

○川崎教育部長 注意報レベルですと、防潮堤より海側にいる方に避難指示が出ていまして、防潮堤より陸側は経済活動がそのまま動いているという解釈です。一方で、注意報レベルで自主避難ということで、鶴住居小学校の校庭や唐丹に避難してくる中で、経済活動が認められているからといってスクールバスを動かせるかということと実際動かすことができませんので、学校教育の現場では、より安全なほうに軸足を移して運行基準は取り回していく必要があると今は考えております。

○高橋教育長 注意報発令時の対応方法も保護者のほうに十分理解を図っていくことがさらに必要になってくるかもしれません。保護者のほうは分かっているのでしょうか。

○川崎教育部長 朝の6時の時点で注意報が発令されているか、解除されているかで判断しますし、下校時もそのとおりです。学校管理下で注意報が出ているのであれば、下校時間まで待つ引き渡しが基本になると思います。

○高橋教育長 混乱が起きないようにその辺のところをきちんと整理して、保護者と十分に確認しておくことも必要かもしれません。

それでは、「議案第10号 釜石市教育委員会通学用バス運行管理規程を廃止する訓令」、「議案第11号 釜石市教育委員会スクールバス運行管理規程」は、原案のとおり決することとしてご異議ありませんか。

○各委員（異議なし）

○高橋教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第12号 給食費の改定に関し議決を求めることについて」を事務局から説明をお願いいたします。

○松下学校給食センター所長 21 ページをご覧ください。

「議案第12号 給食費の改定に関し議決を求めることについて」ご説明いたします。

提案理由については、釜石市学校給食センター事務取扱要綱第2条第1項の規定により、給食費の改定について議決を求めようとするものがございます。

内容につきましては、給食費の完全無償化と併せてご説明いたします。

別紙資料、議案第12号資料をご覧ください。

学校給食費の改訂及び完全無償化についてです。

給食費につきましては、令和5年度から第三子以降無償化、今年度から第二子以降無償化と段階的に対象を拡充してまいりました。これをさらに、令和8年度からは給食費に上乗せをする形で、4月から物価高騰分を給食費に含め一本化し、給食費を改定したうえで、無償化の対象を第一子まで拡充し、市内小中学校の児童生徒に係る給食費の完全無償化を実施いたします。

給食費の改定の内容につきましては、1食あたり小学校282円に物価高騰分72円を加えた354円。中学校は322円に物価高騰分82円を加えた404円とするものでございます。なお、物価高騰分の金額は本年度実績から算出しております。

対象とする児童につきましては、小学校児童は令和7年度の1年生から5年生の児童数に令和8年度入学予定の児童数を加算し、中学校生徒は令和7年度の1年生及び2年生の生徒数に小学校6年生の児童数を加算したものとしております。年間の食数は、今年度の最大食数としております。開始時期は令和8年4月1日となります。給食無償化に伴う財源は、小学校児童につきましては、岩手県からの補助を充て、不足する分を市が負担します。中学校生徒につきましては、市が負担します。なお、教職員につきましては、本人負担とし、引き続き給食費を徴収することとなります。なお、給食の開始につきましては、3月2日開催の学校給食センター運営委員会でお諮りし、委員の皆さまからのご承認をいただいております。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、ご意見等ございませんか。

○各委員（なし）

○高橋教育長 それでは、「議案第12号 給食費の改定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○各委員（異議なし）

○高橋教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、「議案第13号 釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることについて」を事務局から説明をお願いいたします。

○小笠原文化財課長 資料22ページをご覧ください。

「議案第13号 釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることについて」ご説明いたします。

対象文化財については、松倉太神楽と松倉虎舞の2件でございます。所有者については、いずれも松倉町内会となっております。

提案理由については、釜石市文化財保護条例第27条第1項の規定により、釜石市指定文化財の指定について議決を求めようとするものであります。

これに関しましては、別添資料に調査報告書を添付しております。

それぞれの芸能の由来の主なところを説明させていただきます。

松倉太神楽については、江戸時代に現在の甲子町に伝わっております。盛岡の七軒丁の芸能集団の来訪があり、この方々によって伝承されたのではないかと伝わっております。

明治・大正から昭和10年代までは、松倉神社での舞の奉納や松倉地区の祭典、地区内の婚礼において舞を披露するなど、地域に欠かせないものとなっていました。しかしながら、太平洋戦争を境に衰退の一途をたどり、踊り手が少なくなるなど、伝承が極めて困難な状況となっておりますが、昭和50年代以降、教育振興運動が契機となって町内会活動の一環として復活すると、郷土芸能を通じた青少年の健全育成や世代間交流が活発化し、現在の松倉町内会で伝承されております。そういった点が高く評価されて文化財保護審議会にて指定について異議はないということで承認をいただきました。

次に、松倉虎舞についても、江戸時代から伝承されたものと伝わっております。起源については、言い伝えによりますと、山田町の大沢から伝承されたものと伝わっております。市内で虎舞は数種類ありますが、最も古い虎舞ではないかという検証がされております。

こちらについても、一時衰退した時期があったようですが、昭和50年代以降、教育振興運動が契機となって、活動が活性化され今に至っております。

この2点について、市の指定文化財ということで進めてまいりたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋教育長 質問、ご意見等ございませんか。

○中田委員 今のご説明を聞いて、また新しいことを学びました。これまで地域の活動を一生懸命やっている方がいて地域の子どもたちも一生懸命参加していることはすごくいいことだなと感じています。

○小笠原文化財課長 幅広い世代で、リーダーが30代、40代の若手の方で、一生懸命やっております。

○中田委員 今後も継続できそうですし、今年は甲子小学校の150周年がありますので、これを披露する案が今出ておりますので、そういった意味で指定になればいいなと思っております。

○小笠原文化財課長 補足しますと、今年度、文化財課のほうでは、今まで郷土芸能の伝承というところでは、郷土芸能祭ということでお披露目がメインでしたが、少子高齢化・人口減ということで地域内だけでの伝承が困難な時代になってきていることを踏まえて、郷土芸能体験教室というものを新規に立ち上げました。いろんな団体に参加を呼びかけたところ、松倉町内会がぜひ参加したいということで、実践していただきました。こういった前向きな姿勢も非常に好感触を持っています。指定ということで、さらに今後も活性化につなげたいという事務局の思いもでございます。

○高橋教育長 そのほか、ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第13号 釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることに

ついて」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○各委員（異議なし）

○高橋教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

日程第3、定例報告事項等に入ります。

(1) 令和8年3月各課事業報告・(2) 令和8年4月各課事業計画について、順次説明をお願いします。

【定例報告事項等】

(1) 令和8年3月各課事業報告・(2) 令和8年4月各課事業計画について
(総務課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(学校規模適正化推進室3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(学校教育課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(学校給食センター3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(文化財課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(まちづくり課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(図書館3月事業報告・4月事業計画に関連して)

○高橋教育長 ありがとうございます。

ただいま各課より説明がありました。質問、ご意見ございませんか。

○佐野委員 4月の定例会はいつでしょうか。

○笹村総務課長 今調整中で記載をしておりますませんが、4月22日午前中を予定しております。

○佐野委員 まちづくり課に質問ですが、今日行われている地域コーディネーター講習会の対象者は何名でしょうか。

○佐藤まちづくり課長 人数等は把握しておりませんでした。

○高橋教育長 32ページ、給食回数について、小学校の累計を見ると一番少ないのが鶴住居小学校162食、一番多いのが栗林小学校175食で、この差は何でしょうか。長期休業の日数の部分なのか、学校行事の差でしょうか。

○松下学校給食センター所長 いろいろありますが、あとは、学級閉鎖や学校閉鎖があったこともあります。

○高橋教育長 はい、分かりました。

そのほか、ございませんか。

○各委員（なし）

(3) その他

○高橋教育長 それでは、(3) その他に移ります。

事務局から何かございませんか。

○森文化財課世界遺産室長 冒頭でお配りしておりました、「嚶鳴と怒」という冊子ですが、東海市と釜石市は姉妹都市提携をしております、東海市のほうで製鉄産業のまちというところがありまして、特に文化的な要素がないということで、なんとか先人を生かしたまちづくりをしたいということで、今から大体20年くらい前に嚶鳴協議会を全部で14市くらいで結成しました。今8市町になってしまいましたけれども、名誉顧問としてずっと協議会に携わっていらっしゃった童門冬二さんが昨年お亡くなりになりました、その追悼のための冊子ということで嚶鳴協議会で作成したものです。こちらのほうは、童門冬二さんの講演会の要旨や、二部のほうでは各市町村で推している先人ということで、釜石市からは大島高任です。その辺のところは、歴史街道というPHPの雑誌に載せたものを、若干アレンジした形で今回掲載しております。発行日は26日となっております。ぜひ、いろいろな先人がいるということと、どういうふうに使っていくのかということも含めて、こちらのほうを参考にいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋教育長 そのほか、ございませんか。

○佐野委員 4月から自転車にも交通違反通告制度が適用となりました。

1つ目は、交通安全教室は各学校で実施しているので、春先に事故が多いということを知ったことがあるので、早いうちに各学校で特に自転車の厳罰化も含めてお願いしたいと思います。

2つ目は、警察にお願いしていただきたいところになりますが、歩道で自転車の通行可の区間が、どこから始まってどこで終わっているのか、わかりづらいです。自転車通学したり、今後部活動拠点校が進むと移動で自転車を使う生徒も増えてくるのではないかと思います。少なくとも通学路は、例えば、歩道が自転車通行可であるとか、逆走になるとか、そういったところが分からないので、マップみたいなものを、できれば警察署で用意して各学校に配付してほしいと思います。厳罰化にあわせてそういった周知徹底を警察のほうでもやっていただければありがたいと思います。

○岩淵学校教育課長 交通安全教室等については、各学校で4月の早い時期にやっていたしております。4月から自転車も交通違反通告制度が適用になるにあたり、今年の9月ぐらいに警察署の方がいらっしゃって、特に中学校3年生を対象に説明をしたいということで、教育委員会のほうにお話をいただきまして、校長会議でもお話をしたところ、甲子中学校と釜石東中学校ではお呼びして、お話をしていただいたという話は聞いていました。あとは、警察のほうでは、各学校に訪問して説明をしていただいたということです。チラシを含めた部分で周知をさせていただいているところでした。

マップについては、警察と連絡を取り合う機会がありますので、確認してみます。

○佐野委員 見て分かるような地図みたいなものがあればいいのではないかと思います。

○高橋教育長 青切符は16歳以上ですか。

○岩淵学校教育課長 16歳以上です。

○高橋教育長 標識があるところもありますが、自動車の通行が可能な歩道において、自転車

がスピードを出し、歩行者に接触しないかという心配もあります。

- 佐野委員 片方は広い歩道で、もう片方は狭かったり、町内会によっては草を取っていないところもありますので、通行するのが大変な中でルールだけ厳しくされると大変かと思えます。
- 高橋教育長 機会があればその辺りのところも、例えば、通学路安全点検のときに警察署も来るかと思えますので、歩道の自動車走行区間などを確認・情報交換をしながら安全点検をしていただきたいと思います。

【その他】

- 高橋教育長 それでは、日程第4、その他に入ります。
委員の皆さまからは何かございませんか。
- 各委員 (なし)
- 高橋教育長 それでは、入学式の日程について説明をお願いします。
- 鈴木学校教育課主幹 小中学校の入学式の日程についてでございます。
中学校が4日、6日、7日で午後の開催です。小学校は、7日、8日で午前の開催です。
前回3月17日の臨時会でお示ししておりましたが、変更点は、大平中学校出席者が花輪委員から佐野委員に変更しております。告辞については、30日までにはお届けしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 高橋教育長 よろしいでしょうか。
- 各委員 (なし)
- 高橋教育長 そのほか、ございませんか。
- 事務局 (なし)

(次回定例会について)

令和8年4月教育委員会議定例会の日程について協議。

開催日は令和8年4月22日(水)午前中と決定。※時間は調整中

- 高橋教育長 それでは、本日の定例会は、以上をもって閉会いたします。

午後2時47分閉会